

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議の開催について

平成 19 年 7 月 13 日
内閣官房長官決裁

1 趣旨

仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスを実現することを目的とする「ワーク・ライフ・バランス憲章」（仮称）及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」（仮称）を策定し、推進するため、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2 開催

- (1) 会議は、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣並びに別紙に掲げる団体の代表者及び有識者により構成し、内閣官房長官が開催する。
- (2) 会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 会議における議事の公表

内閣官房長官又は内閣官房長官が指名する者は、会議における議事の内容等を、会議の終了後、速やかに、適当と認める方法により、公表する。

4 庶務

会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣府において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣官房長官が定める。

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議構成員名簿

(関係閣僚)

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

(団体の代表者)

みたらい 御手洗	ふじお 富士夫	(社)日本経済団体連合会会長
やまぐち 山口	のぶお 信夫	日本商工会議所会頭
たかぎ 高木	つよし 剛	日本労働組合総連合会会長
おかもと 岡本	なおみ 直美	NHK関連労働組合連合会議長
あそう 麻生	わたる 渡	全国知事会会長

(有識者)

おおさわ 大沢	ま ち こ 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
さとう 佐藤	ひろき 博樹	東京大学社会科学研究所教授
ひぐち 樋口	よしお 美雄	慶應義塾大学商学部教授
やしろ 八代	なおひろ 尚宏	国際基督教大学教養学部教授

[有識者については五十音順・敬称略]

検討体制と今後のスケジュール

検討体制

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議

ワーク・ライフ・バランス憲章
(仮称)を策定

- (議長)
- ・官房長官
- (メンバー)
- ・経済界・労働界・自治体の代表者
 - ・有識者
 - ・関係閣僚

経済財政諮問会議
(労働市場改革専門調査会)

「子どもと家族を応援する日本」
重点戦略会議

男女共同参画会議
(ワーク・ライフ・バランスに関する
専門調査会)

「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)策定作業部会(案)

「働き方を変える、日本を変える」
行動指針(仮称)を策定

- (メンバー)
- ・経済界・労働界の代表者
 - ・有識者

「働き方を変える、日本を変える」
—《ワークライフバランス憲章の策定》—

(骨子)

はじめに —働き方を働き手の視点から見る—

- ・働き手の視点から労働市場の現状を点検し、中長期的な改革の基本的な方向性と数値目標等の政策目標のあり方を検討。

第1章 問題認識 —6つの「壁」の克服を目指して—

1. 働き方を巡る環境変化

(1) 企業を巡る変化

- ・グローバル化、IT技術革新、成長減速下の不確実性

(2) 働き手を巡る変化

- ・人口の減少・高齢化、女性就業の拡大、外国人労働者の増加

2. 克服すべき課題

環境変化に労働市場が対応できていないために、働き方に6つの「壁」。マクロ経済的にも大きな問題を惹起。

(1) 働き手が直面する6つの「壁」

- ・ 正規・非正規の「壁」：正社員・非正社員間に賃金等で不合理な差
- ・ 働き方の「壁」：就業継続と結婚・出産・子育てが両立できない
- ・ 性別の「壁」：男女間に賃金等で不合理な差、役職に就く比率に差
- ・ 官民の「壁」：職業紹介・職業訓練で民間の活用が限られる
- ・ 年齢の「壁」：定年を迎えると一律に退職を余儀なくされる
- ・ 国境の「壁」：外国人であると働けない分野が数多く存在

(2) 経済成長に対する制約

- ・ 労働生産性の低下、生産年齢人口の減少、労働参加率の抑制、労働需給のミスマッチ

第2章 目指すべき労働市場の姿 —多様で公正な働き方を保障—

目指すべき10年後の労働市場の姿を整理。

- (1) 生涯を通じて多様な働き方が選択可能になること
- (2) 外部労働市場が整備され、合理的根拠のない賃金差が解消されること

- (3) 多様な働き方に対して横断的に適用される共通原則が確立すること
- (4) 税制・社会保障制度が働き方に中立的になっていること
- (5) 職業紹介・職業訓練が充実していること
- (6) セーフティーネットが就労機会促進型になっていること
- (7) 労働条件が高い透明性を有していること
- (8) 国と地方の間に連携がとれていること

第3章 《ワークライフバランス憲章—働き方を変える、日本を変える—》の策定

1. 就業率の向上と労働時間の短縮

年齢や性別にかかわらず働きたい人が働けるように、就業率を向上させるとともに、働き手に共通の課題である労働時間の短縮に取り組む。

- (1) 若年者の就業率向上： 15～34 歳層の男性について 4%引上げ
15～34 歳層の未婚女性について 3%引上げ
- (2) 女性の就業率向上： 25～44 歳層の既婚女性について 14%引上げ
- (3) 高齢者の就業率向上： 60～64 歳層について 13%引上げ
65～69 歳について 12%引上げ
- (4) 労働時間の短縮： フルタイム労働者の年間実労働時間を 1 割短縮
 - ・完全週休二日制の 100%実施
 - ・年次有給休暇の 100%取得
 - ・残業時間の半減

2. ワークライフバランス実現への本格的取組み

政労使による大きな国民運動を巻き起こし、大胆な意識改革を図るとともに、具体的な取組みを果敢に進める。

《ワークライフバランス憲章—働き方を変える、日本を変える—》

- 第 1 条： 多様な働き方の権利を含め、働き方の共通原則の確立
- 第 2 条： 税・社会保障等、働き方に中立的な制度への改革
- 第 3 条： 多様な保育サービスの提供、保育所の整備による待機児童の解消
- 第 4 条： 働き方の見直しを通じた仕事の効率化で年間実労働時間を大幅に削減
- 第 5 条： 政労使による合意形成の仕組み

おわりに